# 〇一関工業高等専門学校の特別学修に関する規則

制定 平成15年2月26日

#### (趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校の学業成績の評価並びに学年の課程の修了、進級及び卒業の認定に関する規則第13条の規定に基づき、一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)以外の教育施設等における特別学修に関して、必要な事項を定める。

## (対象の特別学修)

- 第2条 この規則の対象となる学修は、次のとおりとする。
  - 一 本校専攻科における学修
  - 二 大学における学修
  - 三 他の高等専門学校における学修
  - 四 知識及び技能に関する審査(以下「技能審査」という。)における成果に係る学修で、別表に定めるもの

## (認定する単位)

- 第3条 修得単位の認定は、次のとおりとする。
  - 一 本校専攻科及び大学並びに他の高等専門学校(以下「大学等」という。)において履修した 授業科目の単位数は、そのまま本校で修得した単位数として読み替えるものとする。
  - 二 前条第4号に定める技能審査の合格によって認定できる単位数は、別表のとおりとする。 ただし、同一の資格試験で複数の区分に合格した場合は、既に認定された単位数と当該上位 の単位数との差をその年度の修得単位として認定するものとする。
- 2 前項第二号により認定する単位数は、10単位を超えないものとする。

#### (評定)

- 第4条 認定単位の評定は、次のとおりとする。
  - 一 大学等の学修により認定された単位の評定は、そのまま本校で修得した単位の評定に読み 替えるものとする。
  - 二 技能審査の合格により認定された単位の評定は、「優」とする。

#### (特別学修の手続き)

- 第5条 大学等で学修しようとするときは、あらかじめ「特別学修許可願」(様式第1号) に関係 書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 別表の技能審査の資格を修得しようとするときは、あらかじめ「特別学修届」(様式第2号) に関係書類を添えて、校長に届け出なければならない。

## (申請)

第6条 修得した単位の認定を受けようとするときは、次の書類を添えて校長に申請しなければならない。

- 一 大学等の学修により単位を修得した場合は,「大学等の学修単位修得認定申請書」(様式第3号)及び大学等の長の交付した「成績証明書」
- 二 技能審査の合格により資格を修得した場合は、「特別学修単位修得認定申請書」(様式第4号)及び「合格を証する書類」

## (認定)

- 第7条 単位修得は、教務委員会の議を経て校長が次のとおり認定するものとする。
  - 一 修得を認定する授業科目の区分は、大学等の学修による場合はその内容により教務委員会 で決定し、技能審査の合格による場合は別表のとおりとする。
  - 二 修得を認定する授業科目名は、大学等の学修の場合は単位修得した授業科目名とし、技能 審査の合格による場合は別表のとおりとする。
  - 三 修得を認定する単位の修得年度は、大学等の学修による場合は履修した日に在籍する学年 の年度とし、また、技能審査の合格による場合は合格した日に在籍する学年の年度とする。

#### (記録)

第8条 認定された特別学修の成績は、当該学生の成績表に授業科目名、単位数及び評価を記載 するものとする。

#### (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教務委員会の議に基づき、別に定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則(平成19年4月27日規則第50号) この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第121号) この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第20号) この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第17号) この規則は、平成23年4月1日より施行する。

附 則(平成24年2月9日規則第15号) この規則は、平成24年4月1日より施行する。 附 則(平成24年11月8日規則第5号) この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第8号) この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則(平成26年2月7日規則第13号) この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則(平成28年2月12日規則第15号) この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則(平成28年3月9日規則第19号) この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則(平成29年3月2日規則第48号) この規則は、平成29年4月1日より施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第25号) この規則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則(令和4年2月3日規則第22号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。